

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起と翌日)
の三分の一の数

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数

告

示

目 次

◇告

示

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることある旨の告示

土地改良事業計画の適否の決定(八件)

公有水面の埋立ての免許

選挙管理委員会委員長の住所及び氏名

選挙管理委員会委員長の職務代理者

鳥取県告示第十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平林鴻三

三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七八の二	昭和五十四年十一月三十日
本家内科医院	八頭郡若桜町大字浅井二五 九ノ三	昭和五十四年十一月十八日

鳥取県告示第十二号
生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇 八頭郡若桜町大字若桜一二 ○○ノ一	昭和五十四年十一月十九日
本家内科医院		
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町字湯尻一 三五二一三	昭和五十五年一月一日
吉田医院	鳥取市瓦町五〇三	"
福永医院	氣高郡青谷町青谷四三〇六 昭和五十四年十二月二十九日	昭和五十五年一月一日
遠藤歯科医院	日野郡江府町江尾二〇五三 九一一五	"
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉二丁目一六 八	"
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二二七七 上後藤薬局	昭和五十四年十一月十五日 米子市上後藤二二四一

鳥取県告示第十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二二七七	昭和五十四年十一月十五日
上後藤薬局	米子市上後藤二二四一	"

鳥取県告示第十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

上後藤薬局 米子市上後藤二二四一

"

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二二七七	全 国	昭和五十四年十二月十五日
上後藤薬局	米子市上後藤二二四一	"	"

鳥取県告示第十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸 本 英 彰	鳥国医第一、四三三号	昭和五十四年十二月十日
原 口 順 子	鳥国薬第四二〇号	昭和五十四年十二月十二日

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十四年十二月十四日	清水整形外科病院	倉吉市宮川町二二九

鳥取県告示第十九号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第一項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称	建 物 の 名 称	建物の所在地
有限会社松田タンス店	有限会社松田タンス店東店	米子市法勝寺町一一〇

鳥取県告示第二十号

昭和五十四年八月二十三日付で東伯郡東伯町大字大杉六二〇番地米田茂ほか八十四人の者から申請のあつた上郷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十二号

昭和五十四年十一月二十六日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(父原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十三号

昭和五十四年十一月十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良(西成地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適當と認めたの

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

昭和五十五年一月十二日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

東伯町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十一号

昭和五十四年九月三十日付けで江府町から申請のあつた土地改良(吉原地区は場整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十一号

昭和五十五年一月十二日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する場所

で、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十五年一月十二日から二十日間
三 縦覽に供する場所
関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十四号

昭和五十四年八月三日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（河内第二地区農道整備とほ場整備を一体とした）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十四号

昭和五十四年十一月二十七日付けで閑金町から申請のあつた土地改良（船ヶ谷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 縦覽に供する書類

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

二 縦覽に供する期間

一 縦覽に供する書類

二 縦覽に供する期間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十六号

昭和五十四年十一月十七日付けで江府町から申請のあつた土地改良（西成地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十八号

昭和五十四年十一月二十六日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（富江地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十七号

昭和五十四年十一月一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（岩本地區農道舗装と暗きよ排水を一体とした）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

昭和五十五年一月十一日

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一條の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十五年一月十一日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 埋立区域

(1) 位置

ア A地区

鳥取市賀露町字中瀬ノ一 七三二番地一五から字中瀬ノ三 八一〇番地一までの地先公有水面

イ B地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番地三及び一三九〇番地二六六地先公

有水面

ウ C地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇番地二八四に接する国有海浜地地先公有水面

(2) 区域

ア A地区

次の①の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線、⑯の地点と⑯の地点とを結ぶ高水位 (D・Lプラス一・八五七メートル。以下同じ。) における公有水面と陸地との境界線、⑯の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点から⑯、⑯、⑯の地点を経て①の地点に至る昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受河第75号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線 (D・Lプラス一・八五七メートルにより決定) により囲まれた区域

①の地点

鳥ヶ島灯台 (北緯三五度三三分二三秒東経一三四度一分一二秒。以下「A地点」という。) から一七度

②の地点

一分八八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点

③の地点

一分八八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点

④の地点

一分四九秒五二・二〇メートルの地点

⑤の地点

一分四九秒五二・二〇メートルの地点

⑥の地点

一分四九秒五二・二〇メートルの地点

⑦の地点

一分四九秒五二・二〇メートルの地点

⑧の地点

一分四九秒五二・二〇メートルの地点

⑨の地点

一分四九秒五二・二〇メートルの地点

⑩の地点

一分四九秒五二・二〇メートルの地点

⑪の地点

一分四九秒五二・二〇メートルの地点

⑫の地点

一分四九秒五二・二〇メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から一五六度一五分三四秒八五・七八メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一五五度四〇分三八秒九七・七六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一五三度五六分五七秒一〇五・二二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一五三度二五分三四秒九九・八九メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一五一度二二分二四秒一〇三・九〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一五二度〇〇分三〇秒一〇三・五九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一五二度四〇分三〇秒一〇三・五九メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一四五度四〇分〇六秒一〇四・二三メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一四八度一九分五三秒一〇一・七八メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一四七度一七分五六秒四五・六七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一四七度一七分五六秒四五・六七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から六三度三七分一〇秒六三・八四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から三三三度三七分一〇秒三四・九〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から六三度三七分一〇秒三三・四〇メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三三三度三七分一〇秒三八〇・〇〇メートルの地点
- ㉑の地点 ㉐の地点から一四三度三七分一〇秒三・四〇メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三三三度三七分一〇秒三〇・〇〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から六三度三七分一〇秒三・〇〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から一五三度三七分一〇秒一九・〇〇メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から九四度四九分五一秒五〇・〇〇メートルの地点

イ B地区

次の㉖の地点から㉗の地点までを順次に直線で結んだ線、㉗の地点と㉘の地点を結ぶ昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受港第5号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス一・八五七メートルにより決定)及び㉙の地点と㉚の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、㉛の地点から㉜の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉝の地点と㉞の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

㉖の地点 A地点から一二六度二二分〇〇秒一、〇六九・五〇メートルの地点

(27) の地点
 (26) の地点から二六・九度二九分三〇秒一二・九・八六メートルの地点
 (27) の地点
 (26) の地点から二〇四度三五分四五秒二三六・八四メートルの地点
 (27) の地点
 (26) の地点から八九度三一分一〇秒三二三・六三メートルの地点
 (28) の地点
 (27) の地点から一七九度二九分三〇秒一一・二一メートルの地点
 (29) の地点
 (28) の地点から三五三度五〇分四七秒一二七・六九メートルの地点
 (30) の地点
 (29) の地点から一七九度二九分三〇秒一一・二一メートルの地点
 (31) の地点
 (30) の地点から三五三度五〇分四七秒一二七・六九メートルの地点
 (32) の地点
 (31) の地点から一八九度〇七分〇一秒七三・六九メートルの地点
 (33) の地点
 (32) の地点から二七七度〇〇分三九秒一〇一・五六メートルの地点
 (34) の地点
 (33) の地点から二二度二四分〇一秒五五・八八メートルの地点
 ウ
 C 地区
 次の(35) の地点から(38) の地点までを順次に直線で結んだ線、(38) の地点から(39) の地点を経て(40) の地点に至る一九七八年の秋分の満潮位(D・Lプラス〇・三八七メートル)における公有水面と陸地との境界線、(40) の地点から(42) の地点までを順次に直線で結んだ線及び(42) の地点と(43) の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 (45) の地点 A 地点から一三度一四分〇〇秒五八七・五〇メートル

(36) の地点
 (35) の地点から八三度一九分二六秒三四八・二四メートルの地点
 (37) の地点
 (36) の地点から一五七度五五分五八秒一一六・三八メートルの地点
 (38) の地点
 (37) の地点から一五四度五五分三〇秒一七三・五〇メートルの地点
 (39) の地点
 (38) の地点から一五四度五五分三〇秒一七三・五〇メートルの地点
 (40) の地点
 (39) の地点から二四四度四五分〇〇秒二五一・二三メートルの地点
 (41) の地点
 (40) の地点から三五七度一一分一六秒一二四・八メートルの地点
 (42) の地点
 (41) の地点から八七度一一分一六秒七・〇〇メートルの地点
 (43) の地点
 (42) の地点から二二度二四分〇一秒五五・八八メートルの地点
 (44) の地点
 (43) の地点から二二度二四分〇一秒五五・八八メートルの地点
 (45) の地点
 (44) の地点から二二度二四分〇一秒五五・八八メートルの地点
 ルの地点

(二) 面積
 A 地区 六八、九一四・一五平方メートル
 B 地区 二四、三九五・六三平方メートル
 C 地区 一〇〇、三〇六・五〇平方メートル
 合計 一九三、六一六・二八平方メートル
 (このうち九三、三〇九・七八平方メートルは河川区域と港湾区域が重複する。)

(一) 位置
 四 埋立てに関する工事の施行区域

鳥取市賀露町字松林七三一番地二地先から同町字中瀬三八一〇番地二まで並びに同市浜坂字東浜一三九〇番地二七七、一三九〇番地四、一三九〇番地二六五、一三九〇番地三、一三九〇番地二六六、一三九〇番地二三二及び一三九〇番地二八四の陸域並びに一三九〇番地二八四に接する国有海浜地並びにこれらの地先公有水面

(1) 区域

次の(7)の地点から(1)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(5)の地点と(7)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、(4)の地点からの地点までを順次に直線で線んだ線及び(7)の地点と(4)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

(7)の地点 A地点から三二度一八分一五秒四〇二・七八メートルの地点

(1)の地点 (7)の地点から一四九度四二分一三秒二〇六・一六メートルの地点

(2)の地点 (7)の地点から一四六度五六分三九秒二二六・五〇メートルの地点

(3)の地点 (7)の地点から三一二度三〇分三八秒一九五・三五メートルの地点

(4)の地点 (7)の地点から一四九度四二分一三秒二〇六・一六メートルの地点

(5)の地点 (7)の地点から三一〇八度一六分〇一秒二〇五・〇六メートルの地点

(6)の地点 (7)の地点から三一〇三度三二分五四秒一四七・七三メートルの地点

(7)の地点 (7)の地点から一七七度一一分一六秒一六六・五〇メートルの地点

(8)の地点 (7)の地点から九四度三一分二八秒二三七・八八メートルの地点

(9)の地点 (7)の地点から八三度一九分二五秒三三五・一三メートルの地点

(10)の地点 (7)の地点から一五七度五四分五〇秒二七四・〇五メートルの地点

(1)の地点 (4)の地点から一五七度三〇分一六秒一二七・一一メートルの地点

(2)の地点 (4)の地点から一五六度〇六分〇四秒二七三・五〇メートルの地点

(3)の地点 (4)の地点から一五二度五六分一〇秒四一一・〇一メートルの地点

(4)の地点 (4)の地点から一四九度四二分一三秒二〇六・一六メートルの地点

(5)の地点 (4)の地点から一四六度五六分三九秒二二六・五〇メートルの地点

(6)の地点 (4)の地点から三一二度三〇分三八秒一九五・三五メートルの地点

(7)の地点 (4)の地点から三一〇八度一六分〇一秒二〇五・〇六メートルの地点

(8)の地点 (4)の地点から三一〇三度三二分五四秒一四七・七三メートルの地点

(9)の地点 (4)の地点から一七七度一一分一六秒一六六・五〇メートルの地点

(10)の地点 (4)の地点から九四度三一分二八秒二三七・八八メートルの地点

(11)の地点 (4)の地点から八三度一九分二五秒三三五・一三メートルの地点

(12)の地点 (4)の地点から一五七度五四分五〇秒二七四・〇五メートルの地点

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十七条第一項の規定により、次のとおり、委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第一条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

住 所 米子市西福原一一六三番地四

氏 名 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十七条第三項の規定により、次のとおり委員長の職務代理者を指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

委員長の職務代理者 田 中 梅 藏

五 埋立地の用途
ふ頭用地、港湾関連用地、緑地、道路用地及び護岸敷

(一)

六三三、二三九・六六平方メートル

(二)

面積

鳥取県選挙管理委員会告示第三号
昭和五十四年十一月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選

挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、八〇一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月十円（送料を含む。）】